

(県第百二十九号議案)

公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

人事室
行政管理室
福利室
情報室
大学企画管理室

一 提案の理由

地方独立行政法人法の規定に基づき、県立広島大学の設置及び管理を行う公立大学法人県立広島大学を設立することに伴い、関係条例の規定を整備し、及び関係条例を廃止する。

二 改正の内容等

1 一部改正する条例

条 例 名	改 正 の 内 容
職員の給与に関する条例	県立広島大学等の教職員が職員の給与に関する条例の対象外となることに伴う関係規定の整理
職員の特殊勤務手当に関する条例	県立広島大学保健福祉学部附属診療所医療従事職員が職員の特殊勤務手当に関する条例の対象外となることに伴う関係規定の整理
職員の退職手当に関する条例	県が設立した一般地方独立行政法人から復帰した職員の当該法人の役員としての在職期間を職員の退職手当の算定の基礎となる在職期間に含むものとするなど関係規定の整備
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	県立広島大学等の学校医等が公務災害補償の対象外となることに伴う関係規定の整理
広島県学校職員定数条例	県立の大学の職員の定数に係る規定を削除するなど関係規定の整理
広島県情報公開条例	県が設立した地方独立行政法人を広島県情報公開条例の実施機関に追加するなど関係規定の整備
公益法人等への職員の派遣等に関する条例	県が設立する一般地方独立行政法人を任命権者が職員を派遣することができる団体に追加するなど関係規定の整備
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	県立広島大学等の教職員の給与に係る規

する条例	定が整理されることに伴う一般職の任期付研究員の給料月額の上限額の整理
一般職の任期付職員を採用等に関する条例	県立広島大学等の教職員の給与に係る規定が整理されることに伴う一般職の任期付職員給料月額の上限額の整理
広島県個人情報保護条例	県が設立した地方独立行政法人を広島県個人情報保護条例の実施機関に追加するなど関係規定の整備
県立学校の授業料等に関する条例	大学の授業料等に係る規定を削除するなど関係規定の整理

2 廃止する条例

条 例 名	廃 止 の 理 由
県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例	公の施設としての県立広島大学の廃止及びこれに伴う公の施設の使用料等の廃止
県立広島大学設置及び管理条例	

三 施行期日

平成十九年四月一日。ただし、職員の退職手当に関する条例の一部改正は、平成十九年三月三十一日

四 根拠法令

1 地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手

当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第四項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

3 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

③ 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

5 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。）のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人

五 参照法令

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例

第三条 法第二百四十四条の二第二項の規定により、廃止し、又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ特に重要な公の施設は、次の各号に掲げるものとする。

二 県立学校